

## 梯川水系有識者委員会 設立趣意書

梯川は、その源を石川県小松市の鈴ヶ岳に発し、山間部を北流して能美・江沼丘陵に入り、金野町で郷谷川、軽海町で滓上川、仏大寺川を合わせたのち、流れを西に転じて平野部に入る。その後、手取川と梯川とによって形成された扇状地を西に蛇行し、鍋谷川と八丁川を合せつつ小松市街地を貫流し、河口付近で木場潟より流れ出る前川を合せて日本海へ注ぐ、幹川流路延長 42km、流域面積 271km<sup>2</sup> の一級河川である。氾濫域の下流部には、石川県の主要都市である小松市や能美市があり、繊維、機械等の第二次産業が集積し、石川県の工業生産拠点として発展しているとともに、小松空港、北陸自動車道、国道 8 号、JR 北陸本線など重要な広域交通網が集中しており、関西、北陸の各圏域を結ぶ基幹交通のネットワークが形成されている。

一方で、小松市街地を抱える下流部は、河床勾配が約 1/4,500 の緩流河川で、山間地と海岸砂丘に囲まれた低平地で、ひとたび氾濫すると甚大な被害が発生する危険性があり、昭和 46 年には、昭和 43 年 8 月に発生した水害や資産の集積等を踏まえて一級河川に指定され、梯川水系工事实施基本計画を策定し、堤防の新設及び拡築、河道の掘削による河積の拡大を進め、平成 11 年には前川合流点から白江大橋までの小松市街地区間において都市計画が決定され、平成 12 年には 62m<sup>3</sup>/s の排水能力を有する前川排水機場が完成し、同 17 年には鶴ヶ島町から丸の内町間の引堤等を完成し、現在は小松天満宮分水路工事を実施している。また、昭和 53 年には、本川上流に洪水調節等を目的とした赤瀬ダム（石川県）が完成している。しかしながら、こうした治水事業を展開してきたものの、平成 10 年、同 16 年、同 18 年に氾濫危険水位を超える洪水が頻発した。これらの洪水では、避難勧告等が発令されるとともに、水防活動により破堤被害がかるうじて未然に防止されている。

平成 9 年に河川法の改正が行われ、その目的に、従来の「治水」「利水」のほか、新たに「河川環境の整備と保全」が加えられるとともに、従来の「工事实施基本計画」に代わり、河川整備の長期的な方向を示す「河川整備基本方針」と、具体的な河川整備の実施に関する事項を定める「河川整備計画」を策定することが規定された。特に、「河川整備計画」の策定に際しては、学識経験者、地域住民、関係地方公共団体の長の意見を頂き、計画に反映する手続きが導入された。

梯川水系においては、平成 20 年 6 月 11 日付けで「梯川水系河川整備基本方針」が策定された。この中で、基本高水のピーク流量を基準地点小松大橋において 1,700m<sup>3</sup>/s とし、このうち流域内の洪水調節施設により 700m<sup>3</sup>/s を調節し、河道への配分流量を 1,000m<sup>3</sup>/s とする治水計画や、河川の適正な利用や河川環境の整備と保全等に関する事項等が定められたところである。

今般、「梯川水系河川整備基本方針」に沿った「梯川水系河川整備計画」の策定にあたり、梯川に関し学識経験を有する者から意見を聴くことを目的として、「梯川水系有識者委員会」を設立するものである。

## 梯川水系有識者委員会規約(案)

### 第1条(名称)

本会は、「梯川水系有識者委員会」(以下「委員会」という。)と称する。

### 第2条(目的)

本会議は、「梯川水系河川整備計画(大臣管理区間)」(以下「整備計画」という)の策定にあたり、河川法第16条の2第3項に規定する趣旨に基づき、河川に関して学識経験を有する者が意見を述べることを目的とする。

### 第3条(委員会の組織及び委員等)

委員会は、国土交通省北陸地方整備局長(以下「局長」という)が設置する。なお、委員会は、整備計画の策定をもって解散する。

- 2 委員会の委員は、局長が委嘱し、別添の通りとする。
- 3 委員会には委員長を置くものとし、委員の互選によりこれを定める。
- 4 委員長は委員会を代表し、その円滑な運営と進行を総括する。
- 5 委員会は委員長が必要と認めるとき、これを招集する。
- 6 委員長に事故があるときは、委員長が予め指名する委員がその職務を代行する。
- 7 委員会は、委員総数の二分の一以上の出席をもって成立する。
- 8 委員会が必要と認めるとき、委員以外の者に対し、参考人として会議への出席を求めることができる。

### 第4条(情報公開)

委員会は原則公開とし、その公開方法は委員会にて定める。

### 第5条(事務局)

委員会の事務局は、北陸地方整備局河川部、金沢河川国道事務所に置く。

### 第6条(規約の改正)

本規約の改正は、委員会の委員総数の三分の二以上の同意を得てこれを行う。

### 第7条(雑則)

この規約に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

### 付則(施行期日)

本規約は、平成21年3月11日から施行する。

**平成27年6月17日改正**

## 梯川水系有識者委員会委員

当初

(敬称略・専門分野別五十音順)

氏 名	分 野	所 属 等
鈴木 洋之	河川工学	石川工業高等専門学校准教授
辻本 哲郎	河川工学	名古屋大学大学院教授 梯川リバーカウンセラー
佐野 修	自然環境(魚介類)	石川県立自然史資料館 石川県淡水魚類研究会代表
竹田 伸一	自然環境(鳥類)	日本野鳥の会石川事務局長
中村 浩二	自然環境(生態学)	金沢大学環日本海域環境研究センター長
古池 博	自然環境(植物)	石川県自然史センター専務理事 石川地域植物研究会会長
池本 良子	水質	金沢大学教授
関戸 信次	文化財	小松市文化財調査委員長
村島 和男	農業水利	石川県立大学教授
酒井 悌次郎	地域社会	能美市長
西村 徹	地域社会	小松市長
北出 隆一	水防	石川県消防協会会長 小松市消防団長

## 梯川水系有識者委員会委員（改正案）

（敬称略・専門分野別五十音順）

氏 名	分 野	所 属 等
鈴木 洋之	河川工学	石川工業高等専門学校准教授
辻本 哲郎	河川工学	名古屋大学大学院名誉教授 梯川リバーカウンセラー
佐野 修	自然環境(魚介類)	石川県立自然史資料館 石川県淡水魚類研究会代表
竹田 伸一	自然環境(鳥類)	日本野鳥の会石川事務局長
中村 浩二	自然環境(生態学)	金沢大学地域連携推進センター特任教授
古池 博	自然環境(植物)	石川県自然史センター専務理事 石川地域植物研究会会長
池本 良子	水質	金沢大学教授
山前 圭佑	文化財	小松市文化財調査委員長
村島 和男	農業水利	石川県立大学名誉教授 (財)日本水土総合研究所 客員研究員
小熊 仁	経済	金沢大学人間社会研究域付属地域政策研究所セ ンター 助教
酒井 悌次郎	地域社会	能美市長
和田 慎司	地域社会	小松市長
北出 隆一	水防	小松市消防団長

## 梯川水系有識者委員会 公開規定

### 第1条（目的）

本規定は、梯川水系有識者委員会規約第4条に基づき、梯川水系有識者委員会（以下「委員会」という）の公開方法を定めるものである。

### 第2条（委員会開催の通知）

委員会の開催が決まった場合、その開催日時、場所、傍聴手続き等について速やかに金沢河川国道事務所ホームページ（以下「HP」という）等により一般に周知する。

### 第3条（委員会の傍聴）

委員会は傍聴可とし、傍聴に関し必要な事項は別途定めるものとする。

### 第4条（資料の配付）

委員会で委員に配布される資料は、貴重種の存在状況等を示す資料など、公開することが適切でないものを除き、委員会の場で傍聴人にも配布する。

### 第5条（資料等の公開）

委員会で委員に配布された資料は、貴重種の存在状況等を示す資料など、公開することが適切でないものを除き、HP等にて公表する。

2 事務局は会議が終了後速やかに議事要旨を作成し、発言者に確認後HPにて公表する。

### 第6条（その他）

この規定の変更やこの規定に定めのない事項については、梯川水系有識者委員会で定めるものとする。

### 付則（施行期日）

本規約は、平成21年3月11日から施行する。

## 梯川水系有識者委員会 傍聴規定

### 第1条（目的）

本規定は、梯川水系有識者委員会規約第4条に基づき、梯川水系有識者委員会（以下「委員会」という）の傍聴に関し必要な事項について定めるものである。

### 第2条（受付）

事務局は傍聴受付を設置するものとし、傍聴を希望する者は傍聴受付にて申し込みを行うものとする。なお、傍聴許可は受付先着順とし、許可人数は傍聴席の数までとする。

2 受付の開始は、委員会開始予定時刻の30分前よりとする。

### 第3条（入室）

傍聴受付で申し込みを完了し、傍聴を許可されたもの（以下「傍聴人」という）の会場への入室は、委員会の開始までとし、委員会の開始後の入室は原則認めない。なお、傍聴人以外の入室は認めない。

### 第4条（委員会の傍聴）

傍聴人は、以下の事項を遵守するものとする。

- ① 委員会の撮影、録画をしてはならない。（ただし、冒頭での頭取りを除く）
- ② 委員会の録音をしてはならない。
- ③ 発言、私語、談論等を行ってはならない。
- ④ 発言への批判、可否の表明、ヤジ、拍手等を行ってはならない。
- ⑤ プラカードを掲げる等の行為や、はちまき、腕章の類をしてはならない。
- ⑥ ビラ等の配布を行ってはならない。
- ⑦ みだりに傍聴席を離れてはならない。
- ⑧ 携帯電話は電源を切るか、マナーモードにし、使用してはならない。
- ⑨ 前項までの行為のほか、委員会の進行を妨げたり、会場の秩序を乱す行為をしてはならない。

### 第5条（退場等の措置）

委員会においては委員長が、前条の規定に違反した傍聴人に対しては、退場を命じることができるとともに、事務局に必要な措置を行うよう命じることができる。

### 第6条（その他）

この規定の変更やこの規定に定めのない事項については、委員会で定めるものとする。

### 付則（施行期日）

本規約は、平成21年3月11日から施行する。